秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成8年12月24日秦野市条例第23号)によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	秦野市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	57-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

1. 争物の石がと座日入る	, H-3 - 1 3 H 3	
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務で あって第八十三条で定めるもの	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成8年 12月24日秦野市条例第23号)によるひとり親家庭等医療費 の助成に関する事務
②番号法別表の項	56	
③利用特定個人情報提供省 令第2条の表の項	81	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		秦野市個人番号の利用事務を定める条例(平成27年10月21 日秦野市条例第21号)別表第10の項 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成8年 12月24日秦野市条例第23号)によるひとり親家庭等医療費 の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百 三十八号)第1条	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成8年1 2月24日条例第23号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の(福祉の増進)を図ることを目的とする。	この条例は、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立を支援するとともに、(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成8年1 2月24日条例第23号)秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に 関する条例施行規則

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第7条第2 項
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその 額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等に対する医療費助成の医療証申請に係る事 実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号^	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成8年1 2月24日条例第23号)第4条第1項秦野市ひとり親家庭等医療 費の助成に関する条例施行規則(平成8年12月24日規則第20 号)第10条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個 人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第7条第 2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に 係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等に対する医療費助成の医療証申請に係る事 実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号(1	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条第1項 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則 第13条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個 人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2			
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号42	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条第1項 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則 第13条第2項第1号	
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
③提供を求める利用特定個 人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	
利用特定個人情報3			
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号43	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条第1項 乗野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則 第13条第2項第1号	
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
③提供を求める利用特定個 人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	
利用特定個人情報4			
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号44	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第5条	
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
③提供を求める利用特定個 人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者 等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者 等に関する情報	
利用特定個人情報5			
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号45	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条第1項 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則 第13条第2項第1号	
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
③提供を求める利用特定個 人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	

/#.* *			
備考			

届出情報

独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等
番号法第9条第2項の条例 に規定した日	2016年06月28日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	23
保護評価書の名称	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E7%A7%A6%E9%87%8E%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E7%AD%89%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B8E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=7&opn_date_from_month=%EF%BC%91&opn_date_from_day=%EF%BC%93%EF%BC%91&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=%EF%BC%91%EF%BC%92&opn_date_to_day=%EF%BC%93%EF%BC%91&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.